

平成 28 年 2 月 19 日

海事局安全政策課

海上輸送の安全にかかわる情報（平成 26 年度）を公表します

～旅客船及び貨物船に対する立入検査の実績状況～

国土交通省は、本日、適切な船舶の運航管理を通じた、旅客船及び貨物船の輸送の安全の確保のために船舶運航事業者等に対して行った、立入検査実施状況について公表します。

平成 26 年度においては、船舶運航事業者等に対する事故時の立ち入り検査の実施件数は、35 件となっており、処分（指導を含む。）は 23 件、うち 3 件について「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

本公表は、海上運送法第 19 条の 2 の 2 及び内航海運業法第 25 条の 2 の規定に基づき、平成 26 年度における、地方運輸局等による監査の状況と処分・指導事例を、輸送の安全に関わる情報として公表するものです。

本公表は、利用者による事業者への監視が強まり、それが、事業者の「輸送の安全の確保」に対する意識を高め、運輸事業の安全の確保を図ることをねらいとしています。

概要は、別添資料をご参照ください。

「海上輸送の安全にかかわる情報（平成 26 年度）」本文については、以下の国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji06_hh_000108.html

<問い合わせ先>

海事局安全政策課 梅原、細田

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43555, 43557）

5253-8631（直通）

FAX 03-5253-1642